

第9期介護保険事業計画 第1号被保険者介護保険料

所得 段階	対象		基準額に対する 負担割合	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下		(※) 0.285	20,780円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円を超え、120万円以下		(※) 0.485	35,360円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える		(※) 0.685	49,950円
第4段階	本人が市民税非課税で、 世帯に市民税課税者がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下	0.85	61,980円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円を超える	基準額	72,920円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	1.1	80,210円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	94,790円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	109,380円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	123,960円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	138,540円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	153,130円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	167,710円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満	2.4	175,000円
第14段階		前年の合計所得金額が820万円以上1000万円未満	2.6	189,590円
第15段階		前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満	2.7	196,880円
第16段階		前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満	2.8	204,170円
第17段階		前年の合計所得金額が2000万円以上	3.0	218,760円

※第1～第3段階の基準額に対する負担割合と保険料（年額）は、介護保険法施行令改正による公費軽減後のものです

○世帯とは原則として、4月1日時点の住民票上の世帯となります。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度の途中で65歳になられた場合はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします

○老齢福祉年金とは、原則、明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です

○課税年金収入額とは、国民年金や厚生年金などの課税対象となる種類の年金収入額のこと、各種控除前の金額であり、遺族年金や障害年金等の非課税年金は含みません。

○合計所得金額とは、年金や給与等の収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を引く前の金額です

○介護保険法施行令改正により、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が令和8年4月から変更されました。